

住宅のバリアフリー改修に係る 固定資産の特例措置

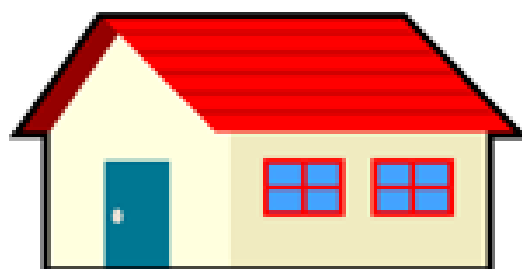
平成19年4月1日から
令和4年3月31日まで

平成19年4月1日から令和4年3月31日までの間に、新築された日から10年以上を経過した家屋のうち、居住者要件のいずれかに該当する者が居住するもの（賃貸住宅を除く。）につき、バリアフリー改修工事を行い、この改修工事費用（補助金等をもって充てる部分を除く。）が、50万円以上の場合は、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額（100㎡相当分までに限る。）が1/3減額されます。

※補助金等をもらっている場合、控除後の額

居住者要件	対象となるバリアフリー改修工事
① 65歳以上の方 ② 要介護認定又は要支援認定を受けた方 ③ 障害者である方 ※①から③のいずれか	①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すり取付け ⑥床の段差解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床の滑り止め化 ※裏面に詳細を記載しています。

※対象の方は、改修後3ヶ月以内に、工事明細書、写真等の関係書類を添付して税務課資産税係に申告してください。



《問い合わせ先》

美作市役所税務課 資産税係 [電話] 72-0927 (直通)

72-1111 (代表)

[税務課のホームページアドレス] <http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/shimin/zeimu>

対象となるバリアフリー改修工事（詳細）

次のいずれかに該当する工事であること。

- ① 介助用の車いすで容易に移動できるために通路又は出入り口の幅を拡張する工事
- ② 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- ③ 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ・ 入浴又はその介助を容易に行うために、浴室の床面積を増加させる工事。
 - ・ 浴槽をまたぎ、高さの低いものに取り替える工事。
 - ・ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事。
 - ・ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水洗金具を設置し、又は同器具に取り替える工事。
- ④ 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ・ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事。
 - ・ 便器を座便式のものに取り替える工事。
 - ・ 座便式の便器の座高を高くする工事。
- ⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手摺を取り付ける工事。
- ⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入り口及び上がりかまち並びに浴室の出入り口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
- ⑦ 出入り口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ・ 開き戸を引戸、折戸等に取り替える工事。
 - ・ 開き戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事。
 - ・ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事。
- ⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事。

（注）上記のバリアフリー改修工事が固定資産の特例措置に該当しても、介護保険住宅改修及び高齢者等住宅改造に該当しない改修工事があります。

例：①③④の幅の拡張及び床面積を増加させる工事（増加部分）、③の水洗金具設置工事